

受け付けは2月17日(月)から3月17日(月)まで

「市県民税の申告」と「所得税の確定申告」

早めに準備開始ですよ



税金の申告時期まであと一か月。準備はもう済みましたか？

早めに準備して、混雑しないうちに申告を済ませましょう。

申告の受け付けは、下記にある別表の指定日のみとなります。なお住んでいる地域にかかわらず、どの場所でも受け付けできます。

期間間際は大変混み合います。

申告が必要な人

〈市県民税の申告〉

今年の1月1日現在、旭市内に住んでいて、平成25年中(1～12月)に事業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人
無収入でも申告を

平成25年中、収入がなかった人も、申告書の「前年中所得のなかった方の記入欄」に記入して、提出してください。各種証明書の交付や、国民健康保険税の軽減などに必要となります。
※税務署に所得税の確定申告書を提出した人、給与所得だけ

で勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人、年金所得だけで年金保険者から市役所へ年金支払報告書が提出された人は、市県民税の申告の必要はありません。

〈所得税の確定申告〉

●事業や不動産、年金などの所得がある人で、平成25年中の所得金額が、基礎控除(38万円)とそのほかの所得控除の合計額を超える人

●給与収入が、2,000万円を超える人

●給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人

※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。

●2か所以上から給与を受けている人

●同族会社の役員などで、その会社などから給与所得のほか、貸付金の利子や不動産の使用料の支払いを受けている人

年金所得者の申告手続き

公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

なお所得税の還付を受けるには、申告書の提出が必要です。

※所得税の申告書の提出が必要ない場合でも、各種控除を追加するときや、公的年金以外の所得があるときは、市県民税の申告書の提出が必要です。

【別表】申告の期間と受付場所

受付時間／午前8時30分～正午、午後1時～5時

◆2月

○印…指定日

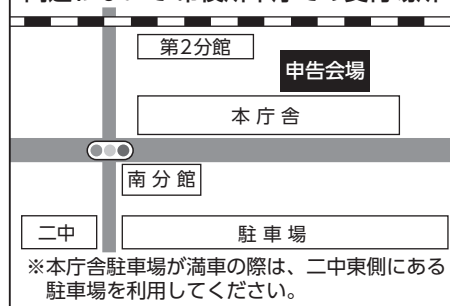
場 所	17日 (月)	18日 (火)	19日 (水)	20日 (木)	21日 (金)	22日 (土)	23日 (日)	24日 (月)	25日 (火)	26日 (水)	27日 (木)	28日 (金)
市役所本庁 特設会場	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○
海上支所 1階相談室	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○
飯岡支所 1階旧税務室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
干潟支所 1階会議室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

◆3月

場 所	1日 (土)	2日 (日)	3日 (月)	4日 (火)	5日 (水)	6日 (木)	7日 (金)	8日 (土)	9日 (日)	10日 (月)	11日 (火)	12日 (水)	13日 (木)	14日 (金)	15日 (土)	16日 (日)	17日 (月)
市役所本庁 特設会場	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○
海上支所 1階相談室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飯岡支所 1階旧税務室	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
干潟支所 1階会議室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-

※給与所得者や年金所得者の還付申告に限り、2月12日(水)から市役所本庁特設会場で受け付けます。

間違わないで 市役所本庁での受付場所



申告のときに必要な物

①申告書と印鑑

②給与所得者は、源泉徴収票または給与支払証明書

③営業・農業などの事業所得者は、収入と支出の分かる帳簿や固定資産税土地家屋課税証明書など

④医療費、社会保険料、寄附金、生命保険料、地震保険料などの控除を受ける人は、領収書や証明書など

※国民年金保険料についても証明書の添付が必要です。

⑤前年、確定申告をした人は、

申告書の控え

申告書の発送

各申告書は、1月下旬から2月上旬に発送します。

市県民税の申告書は、昨年度、扶養家族として申請のあった人には送付しないため、平成25年中に28万円以上所得のあった人は、市税務課に問い合わせてください。

申告の混雑解消に協力を

●経費、医療費は集計を済ませてきてください。済んでいな

い人は、集計が終わるまで順番を待つことがあります。

●相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利用してください。

次の人は税務署や税理士などへ

次の人は、鉦子税務署または青色申告会で申告するか、税理士に依頼してください。

①青色申告の人

②事業、不動産所得がある白色申告者で、収入金額合計が1,000万円以上の人

③土地・建物、株式・投資信託、先物の譲渡所得、配当所得、山林所得のある人
④雑損控除を受ける人

⑤そのほか、複雑な案件

鉦子税務署申告書作成・相談会

源泉徴収票などの書類のほか、印鑑、筆記用具、計算器具を持参してください。

期間／2月10日(月)～3月27日(木)
※土・日曜日、祝日を除く。

受付時間／午前8時30分～午後4時

受付場所／鉦子商工会館3階(鉦子市三軒町19・4)

インターネットで(e・Tax)

国税庁のホームページ(http:

//www.nta.go.jp)で、所得税の確定申告や収支計算書などが作成できます。作成した申告データは、e・Taxで管轄の税務署に送信することができます。

なおe・Taxでの送信には、電子証明書やICカードリーダライタなどが必要です。

お問い合わせ先
●所得税の確定申告
鉦子税務署
☎0479・22・1571

●市県民税の申告
市税務課課税班
☎62・5321

専門家が疑問を解決！ 「税の無料申告相談」

◆所得税および復興所得税、消費税、事業税、住民税申告書作成相談会

譲渡所得がある、相談内容が複雑な人への申告書作成のアドバイスも行います。

期 日	場 所
2月 5日(水)	東総教育会館(青年の家南側)
2月 6日(木)	

◆税理士による無料申告相談会

小規模事業者、給与所得者、年金受給者が対象です。

期 日	場 所
2月 5日(水)	東総教育会館
2月21日(金)	第二市民会館

◆所得税の震災関係相談会

持参する書類が損害内容により異なります。税務署に確認してから来てください。

期 日	場 所
1月22日(水)	飯岡支所2階会議室

〈共通事項〉

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

給与支払報告書・源泉徴収票は1月31日(金)までに提出を

給料、賃金などの支払者は、1月31日までに「給与支払報告書(市区町村提出用)」を作成し、受給者の住所地の市区町村に提出してください。また同時に作成された「源泉徴収票(受給者交付用)」を全ての受給者に交付し、給与支払金額が一定額以上のものは、税務署にも提出してください。

青色申告をする事業主で、専従者給与を支払った人や臨時の従業員に賃金などを支払った人も同様です。

確定申告などの際に必要 公的年金の源泉徴収票を発送中

平成25年中に、国民年金や厚生年金などの老齢または退職を支給事由とする年金を受け取った人に、支払われた年金額や、源泉徴収された所得税額などを知らせる「平成25年分公的年金等の源泉徴収票」が、順次発送されています。所得税の確定申告などの際に必要です。届いたら大切に保管してください。

再交付を希望する場合は年金ダイヤルに、基礎年金番号が分かるようにして連絡しましょう。くわしい内容は佐原年金事務所(☎0478-54-1442)、または市保険年金課高齢者医療年金班(☎62-5332)へ。

〈年金ダイヤル〉

☎0570-051165

※050または070で始まる電話からは☎03-6700-1165へ。

受付時間／月曜日：午前8時30分～午後7時、火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日：午前9時30分～午後4時